

今別町流域治水プロジェクト

【横浜町流域治水プロジェクト】
・鶏沢川水系
・桧木川水系
・三保川水系

横浜町流域治水プロジェクト

【野辺地町流域治水プロジェクト】
・野辺地川水系

野辺地町流域治水プロジェクト

【平内町流域治水プロジェクト】
・長沢川水系
・小湊川水系
・清水川水系
・堀差川水系

平内町流域治水プロジェクト

外ヶ浜町流域治水プロジェクト

蓬田村流域治水プロジェクト

【外ヶ浜町流域治水プロジェクト】
・元宇鉄川水系
・算用子川水系
・増川川水系
・湯ノ沢川水系
・蟹田川水系

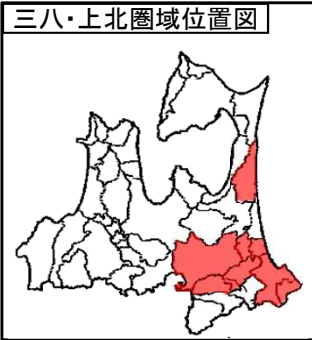
【今別町流域治水プロジェクト】
・長川水系
・今別川水系

【蓬田村流域治水プロジェクト】
・広瀬川水系
・瀬辺地川水系
・阿弥陀川水系

青森市流域治水プロジェクト

【青森市流域治水プロジェクト】
・四戸橋川水系
・六枚橋川水系
・内真部川水系
・奥内川水系
・瀬戸子川水系
・天田内川水系
・新城川水系
・沖館川水系
・堤川水系
・赤川水系
・沼川水系
・野内川水系
・貴船川水系
・根井川水系
・浅虫川水系

◎	市役所・町村役場
—	市町村界
■	二級水系流域
—	二級河川
—	準用河川
—	普通河川
□	遊水地・調整池
▲	ダム



六ヶ所村流域治水プロジェクト

【六ヶ所村流域治水プロジェクト】
・明神川水系
・戸鎖川水系

【おいらせ町流域治水プロジェクト】
・二の川水系
・一の川水系
・明神川水系

奥入瀬川水系流域治水プロジェクト

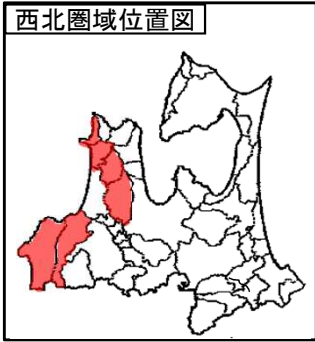
おいらせ町流域治水プロジェクト

- ◎ 市役所・町村役場
- 市町村界
- 二級水系流域
- 二級河川
- 準用河川
- 普通河川
- ダム

五戸川水系流域治水プロジェクト

新井田川水系(八戸圏域)
流域治水プロジェクト



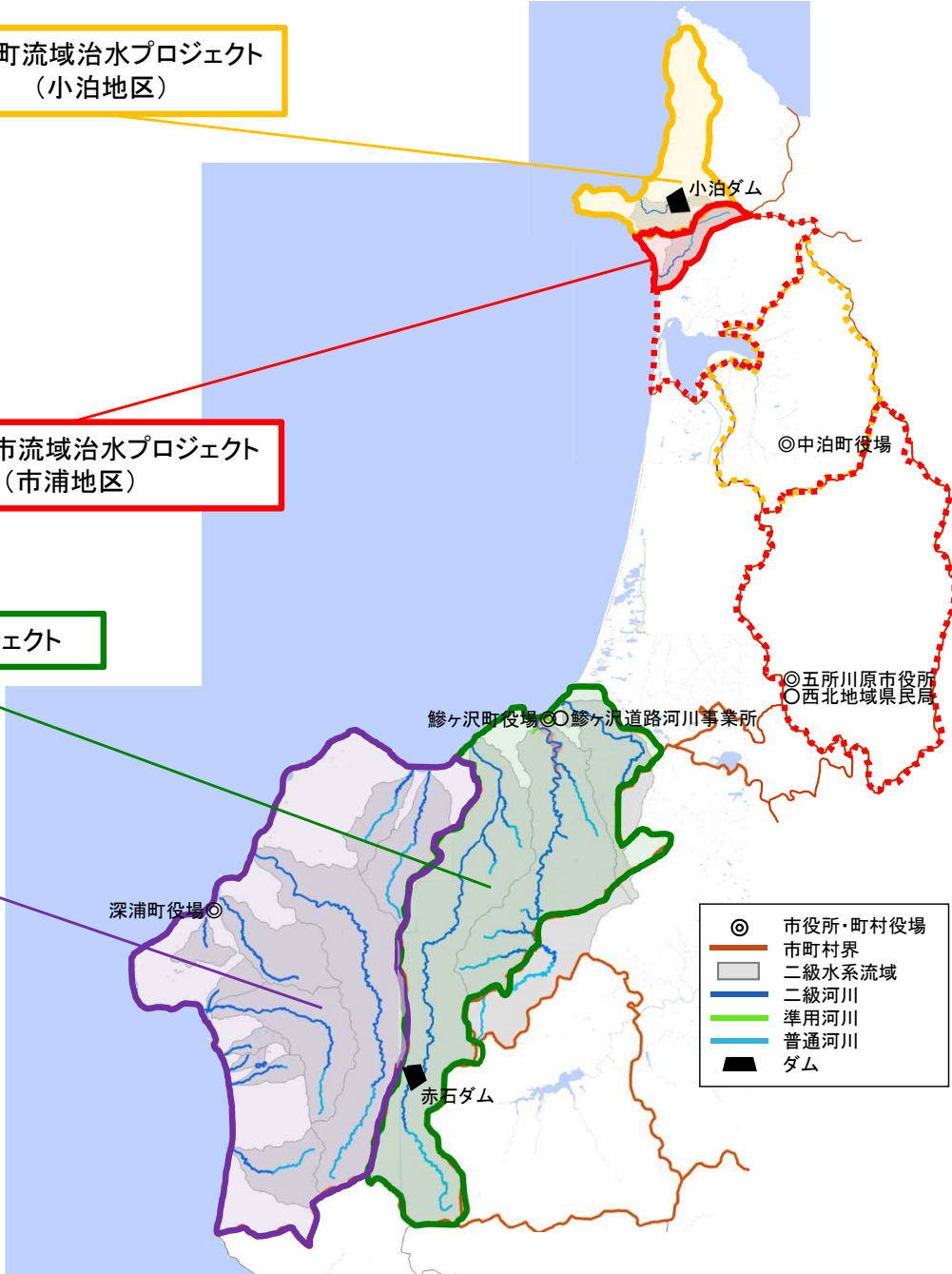


中泊町流域治水プロジェクト
(小泊地区)

五所川原市流域治水プロジェクト
(市浦地区)

鱒ヶ沢町流域治水プロジェクト

深浦町流域治水プロジェクト



【中泊町流域治水プロジェクト】
・小泊川水系

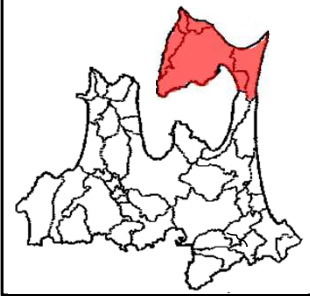
【五所川原市流域治水プロジェクト】
・磯松川水系

【鱒ヶ沢町流域治水プロジェクト】
・鳴沢川水系
・中村川水系
・赤石川水系

【深浦町流域治水プロジェクト】
・大童子川水系
・小童子川水系
・追良瀬川水系
・吾妻川水系
・磯崎川水系
・泥川水系
・笹内川水系
・濁川水系
・松神川水系
・大池水系
・小峰沢川水系
・津梅川水系

- ◎ 市役所・町村役場
- 市町村界
- 二級水系流域
- 二級河川
- 準用河川
- 普通河川
- ダム

むつ圏域位置図



大間町流域治水プロジェクト

風間浦村流域治水プロジェクト

佐井村流域治水プロジェクト

田名部川水系流域治水プロジェクト

川内ダム

むつ市流域治水プロジェクト

東通村流域治水プロジェクト

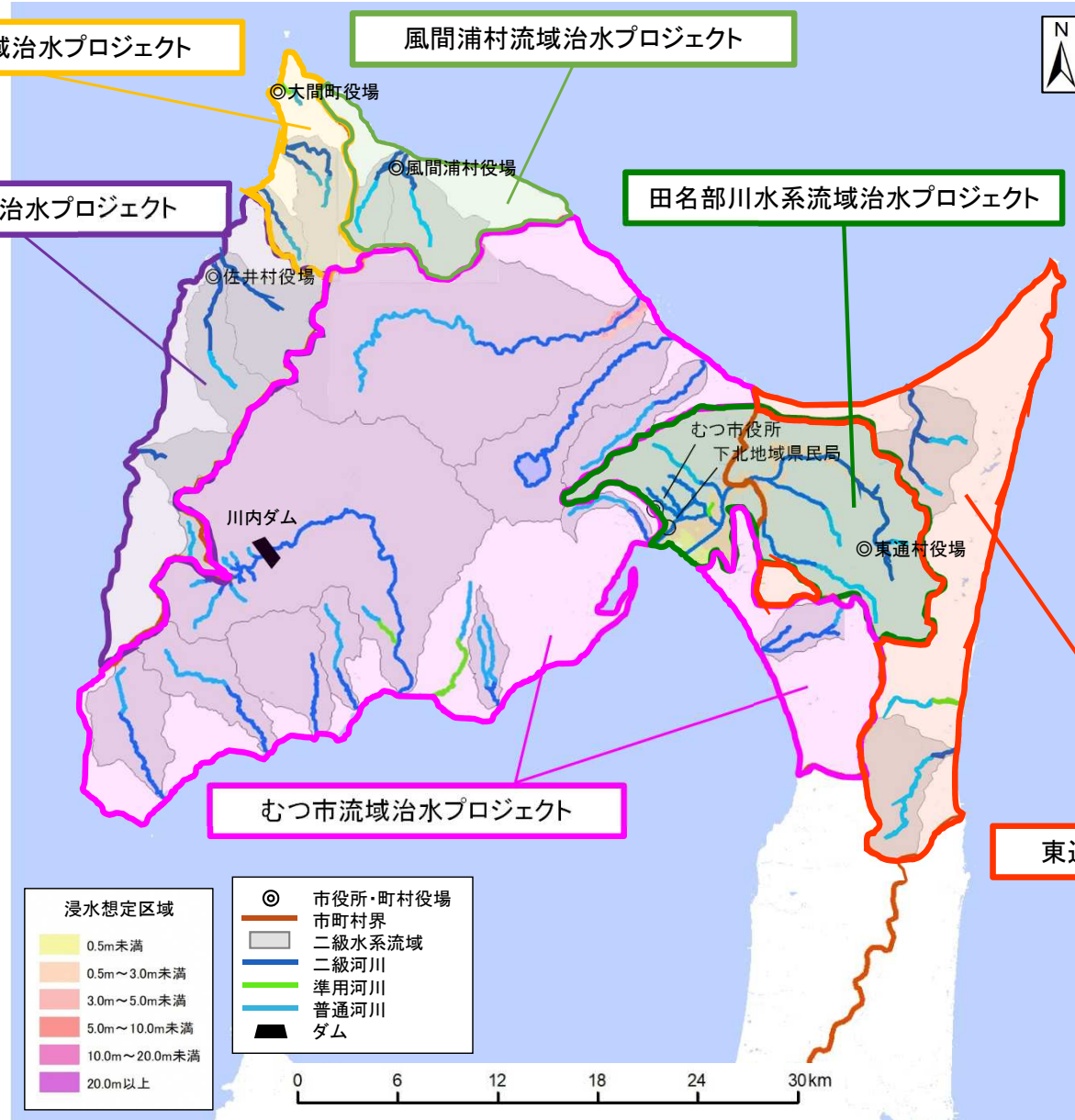
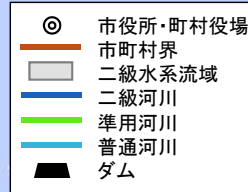
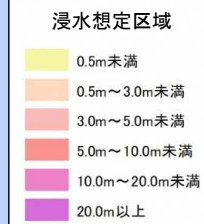
【風間浦村流域治水プロジェクト】
・目滝川水系
・易国間川水系

【大間町流域治水プロジェクト】
・奥戸川水系
・材木川水系

【佐井村流域治水プロジェクト】
・古佐井川水系
・大佐井川水系
・福浦川水系

【東通村流域治水プロジェクト】
・野牛川水系
・老部川水系

【むつ市流域治水プロジェクト】
・大畑川水系
・正津川水系
・出戸川水系
・脇野沢川水系
・男川水系
・宿野部川水系
・桧川水系
・川内川水系
・戸沢川水系
・大荒川水系
・今泉川水系



三八・上北・九戸圏域流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「三八・上北・九戸圏域流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和2年7月豪雨や令和元年東日本台風等の近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、三八・上北・九戸圏域の二級水系等の流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象流域)

第3条 協議会は、別表1に掲げる三八・上北・九戸圏域における二級水系等を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

- 2 また、別表3にある機関をアドバイザーに置く。
- 3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 事務局は、協議会に諮り、第1項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 三八・上北・九戸圏域の二級水系等の流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 二 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 四 その他、流域治水に関して必要な事項。

(幹事会の構成)

第6条 協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表4の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会は、別表3のアドバイザーの出席を求めることができる。

- 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会に報告する。
- 6 事務局は、幹事会に諮り、第2項による者のほか、必要に応じて別表4の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（会議の公開）

- 第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会に報告することにより公開とみなす。

（協議会資料等の公表）

- 第8条 協議会に提出された資料等については原則公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

（事務局）

- 第9条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、青森県県土整備部河川砂防課が行う。

（雑則）

- 第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については協議会で定めるものとする。

（附則）

- 第11条 本規約は、令和3年6月2日から施行する。

令和5年6月2日改正

令和6年7月2日改正

別表 1

対象流域	関係市町村
新井田川水系	八戸市 階上町 久慈市 軽米町 九戸村
五戸川水系	八戸市 五戸町 新郷村
奥入瀬川水系	十和田市 六戸町 おいらせ町 八戸市 五戸町 新郷村
戸鎖川水系 明神川水系	六ヶ所村
明神川水系 一の川水系 二の川水系	おいらせ町

(協議会構成員)

八戸市長

十和田市長

五戸町長

階上町長

新郷村長

六戸町長

おいらせ町長

六ヶ所村長

久慈市長

軽米町長

九戸村長

林野庁 東北森林管理局 三八上北森林管理署長

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 東北北海道整備局長

気象庁 青森地方气象台長

青森県 農林水産部長

青森県 県土整備部長

青森県 危機管理局長

青森県 三八地域県民局 地域整備部長

青森県 上北地域県民局 地域整備部長

岩手県 県土整備部長

岩手県 県北広域振興局 林務部長

岩手県 県北広域振興局 農政部 二戸農林振興センター 林務室長

岩手県 県北広域振興局 農政部 二戸農林振興センター 農村整備室長

岩手県 県北広域振興局 土木部長

岩手県 県北広域振興局 土木部 二戸土木センター所長

(事務局)

青森県 県土整備部 河川砂防課

岩手県 県土整備部 河川課

岩手県 県北広域振興局 土木部 二戸土木センター

(アドバイザー)

国土交通省 東北地方整備局 河川部

国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所

国土交通省 東北地方整備局 高瀬川河川事務所

農林水産省 東北農政局 北奥羽土地改良調査管理事務所

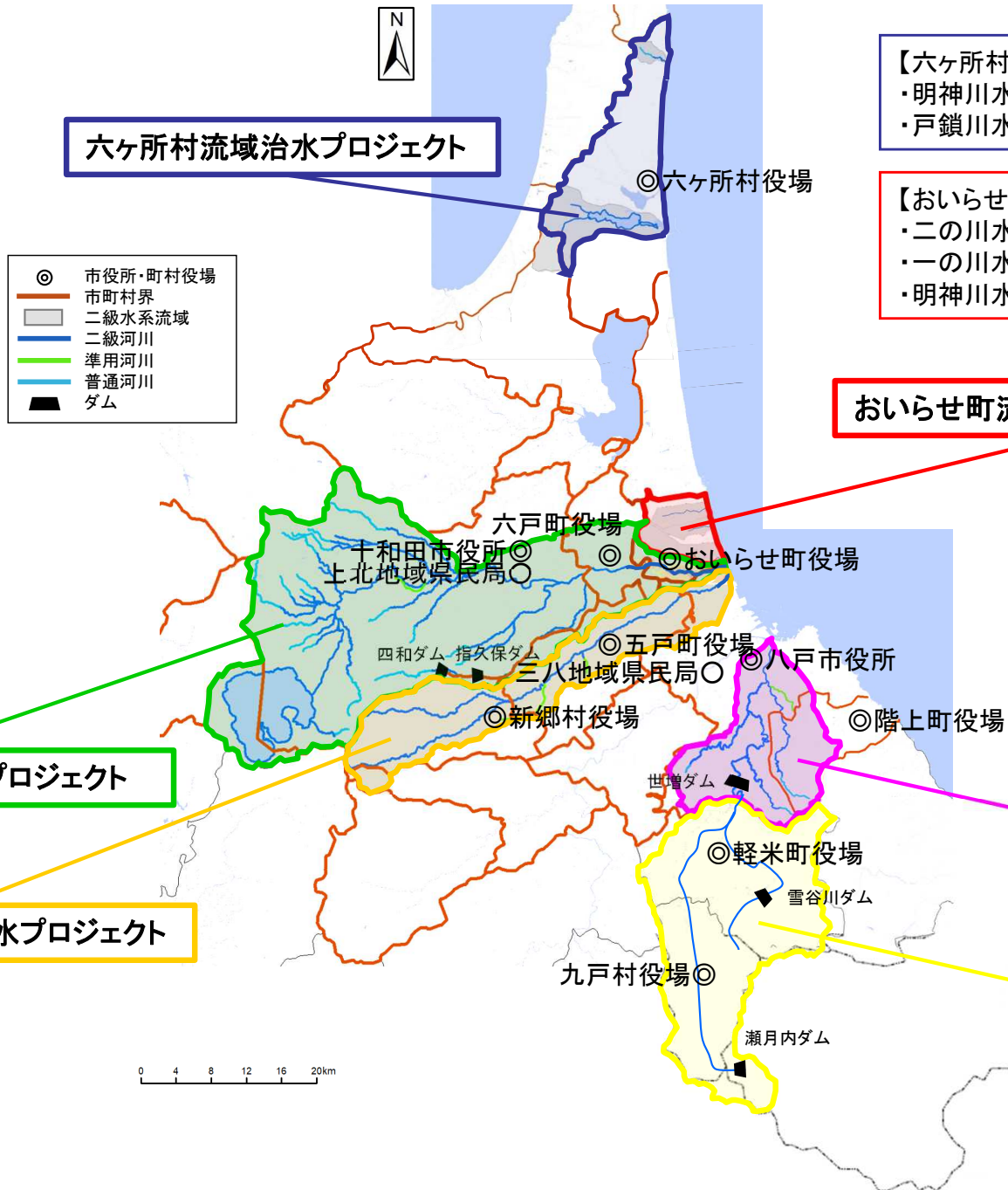
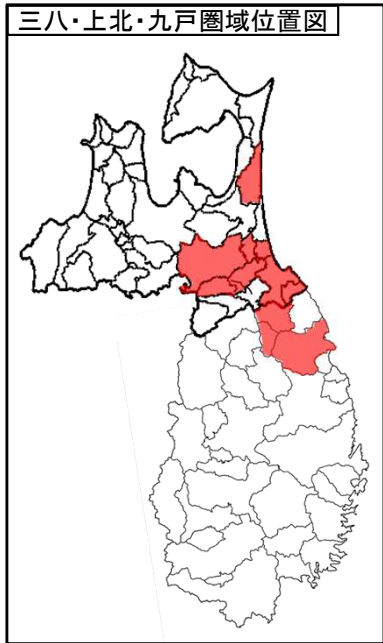
(幹事会構成員)

八戸市 災害対策課長 防災危機管理課長
 八戸市 港湾河川課長
 十和田市 総務課 防災危機管理室長
 十和田市 土木課長
 五戸町 総務課長
 五戸町 建設整備課長
 階上町 総務課長
 階上町 建設課長
 新郷村 総務課長
 新郷村 建設課長
 六戸町 総務課長
 六戸町 建設下水道課長
 おいらせ町 まちづくり防災課長
 おいらせ町 地域整備課長
 六ヶ所村 原子力対策課長
 六ヶ所村 建設課長
 久慈市 防災危機管理課長
 久慈市 建設企画課長
 久慈市 産業建設課長
 軽米町 総務課長
 九戸村 総務課長
 九戸村 地域整備課長
 九戸村 産業振興課長
 九戸村 水道事業所長
 林野庁 東北森林管理局 三八上北森林管理署 森林技術指導官
 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 青森水源林整備事務所長
 気象庁 青森地方气象台 観測予報管理官
 青森県 農林水産部 農村整備課 計画審査グループマネージャー
 青森県 農林水産部 林政課 治山・林道グループマネージャー
 青森県 県土整備部 河川砂防課 企画・防災グループマネージャー
 青森県 県土整備部 都市計画課 上下水道グループマネージャー
 青森県 県土整備部 都市計画課 都市計画・景観グループマネージャー
 青森県 県土整備部 建築住宅課 建築指導グループマネージャー

青森県 危機管理局 防災危機管理課 防災企画グループマネージャー
青森県 三八地域県民局 地域整備部 河川砂防施設課長
青森県 上北地域県民局 地域整備部 河川砂防施設課長
岩手県 県北広域振興局 林務部 森林保全課長
岩手県 県北広域振興局 農政部 二戸農林振興センター 林務室 森林保全課長
岩手県 県北広域振興局 農政部 二戸農林振興センター 管理用地課長
岩手県 県北広域振興局 土木部 河川港湾課長
岩手県 県北広域振興局 土木部 二戸土木センター 道路河川環境課長

(事務局)

青森県 県土整備部 河川砂防課
岩手県 県土整備部 河川課
岩手県 県北広域振興局 土木部 二戸土木センター



六ヶ所村流域治水プロジェクト

【六ヶ所村流域治水プロジェクト】
・明神川水系
・戸鎖川水系

【おいらせ町流域治水プロジェクト】
・二の川水系
・一の川水系
・明神川水系

おいらせ町流域治水プロジェクト

奥入瀬川水系流域治水プロジェクト

五戸川水系流域治水プロジェクト

新井田川水系(八戸圏域)
流域治水プロジェクト

新井田川水系(九戸圏域)
流域治水プロジェクト

令和2年7月豪雨や令和元年東日本台風など、全国各地で甚大な被害が頻発していることを踏まえ、新井田川水系でも事前防災対策を進める必要がある。

新井田川水系八戸圏域では流域の特性等に応じて下記の対策を実施することにより、圏域内における浸水被害の軽減を図る。

■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・樹木伐採・河道掘削
- ・既存ダムにおける事前放流
- ・土砂災害対策
- ・森林整備・治山対策
- ・水田貯留
- ・下水道施設の老朽化対策、浸水対策

■ 被害対象を減少させるための対策

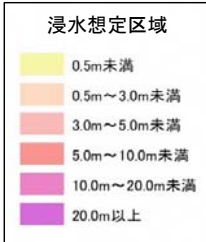
- ・浸水リスクを考慮した立地適正化計画
- ・盛土構造物の保全

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・円滑かつ迅速な避難のための取組
(ホットライン、タイムライン 等)
- ・被害軽減のための取組
(水防体制の強化 等)



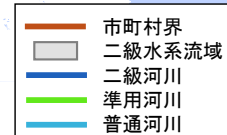
世増ダム



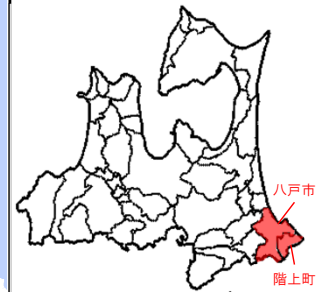
土砂災害対策(砂防堰堤)

世増ダム
事前放流

八戸圏域
関係市町村
八戸市、階上町



関係市町村位置図



- ①新井田川
- ②松館川
- ③頃巻川
- ④古里川



新井田川



まるとまちごとハザードマップ(八戸市)

※対策の代表箇所を旗揚げしている(全域で取組む対策は省略)。
 ※「伐採・掘削」は該当河川の位置を旗揚げしている。
 ※浸水想定区域は洪水予報河川および水位周知河川を表示している。
 ※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

令和2年7月豪雨や令和元年東日本台風など、全国各地で甚大な被害が頻発していることを踏まえ、新井田川水系でも事前防災対策を進める必要がある。

新井田川水系九戸圏域では流域の特性等に応じて下記の対策を実施することにより、圏域内における浸水被害の軽減を図る。

■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・樹木伐採・河道掘削
- ・既存ダムにおける事前放流
- ・森林整備・治山対策

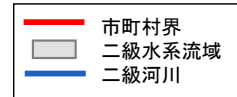
■ 被害対象を減少させるための対策

- ・盛土構造物の保全

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・円滑かつ迅速な避難のための取組
(ホットライン、タイムライン 等)
- ・被害軽減のための取組
(水防体制の強化 等)

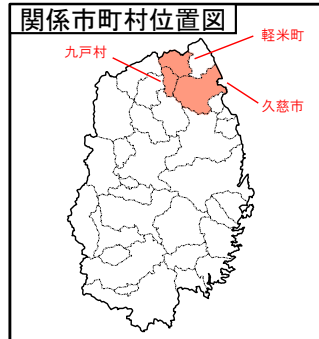
九戸・久慈圏域
関係市町村
久慈市、軽米町、九戸村



瀬月内ダム



雪谷川ダム

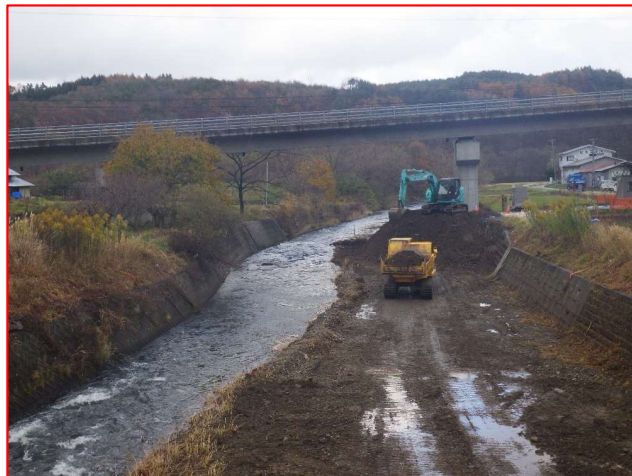
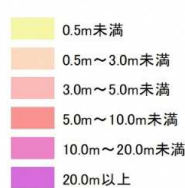


関係市町村位置図



- ① 瀬月内川 (新井田川)
- ② 雪谷川
- ③ 坊里沢川
- ④ 小玉川

浸水想定区域



瀬月内川 河道掘削

※対策の代表箇所を旗揚げしている(全域で取組む対策は省略)。

※「伐採・掘削」は該当河川の位置を旗揚げしている。

※浸水想定区域は洪水予報河川および水位周知河川を表示している。

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。



新井田川水系八戸圏域の流域全体を俯瞰し、県、市町、関係機関等が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
 【短期】 樹木伐採・河道掘削の集中実施。土砂災害対策の実施。既存ダムの事前放流、森林整備・治山対策、その他ソフト対策等の推進。
 【中長期】 土砂災害対策を完了させるとともに各対策を継続実施し、地域全体の安全度向上を図る。

区分	対策内容	実施主体	工程	
			短期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	樹木伐採・河道掘削	県・八戸市・階上町	集中実施	
	既存ダムにおける事前放流	県 等	世増ダム、瀬月内ダム、雪谷川ダム	
	土砂災害対策	県	砂防堰堤	
	森林整備・治山対策	県・八戸市・階上町・軽米町・森林管理署・森林整備センター	国有林・民有林	
	水田貯留	県・八戸市・階上町 等	実施に向けた調整・検討	
	下水道施設の老朽化対策・浸水対策	八戸市		
被害対象を減少させるための対策	浸水リスクを考慮した立地適正化計画	八戸市	見直し検討	
	盛土構造物の保全	県・八戸市・階上町・久慈市・軽米町・九戸村	道路盛土 等	
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	円滑かつ迅速な避難のための取組	県・八戸市・階上町・久慈市・軽米町・九戸村・気象台	浸水想定区域・ハザードマップ、ホットライン・タイムライン、防災教育 等	
	被害軽減のための取組	県・八戸市・階上町・軽米町	水防体制の強化、市町庁舎等の機能確保 等	

※取組期間について、【短期】は今後概ね5年、【中長期】はその後10年程度。なお、スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。